



じゅうなん

Vol.56
JANUARY.2026



©下松市観光協会

▲夕日岬(下松市)

- 新春対談（平岡法人会会長 vs 池田税務署長）
- 写真で見る法人会活動
- 税制改正要望活動
- 親睦ゴルフ大会及び第3回会員交流大会

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 **徳山周南法人会**

山口県周南市月丘町3丁目5番地／〒745-0062
TEL0834-31-6150 FAX0834-31-6195
E-mail:hojinkai@gaea.ocn.ne.jp



会員増強運動推進中！
入りませんか、法人会へ



第14回 税に関する 絵はがきコンクール



【最優秀賞】

徳山小学校 佐々木 結衣



徳山間税会会长賞

遠石小学校 立石 志歩



徳山地区青色申告会連合会長賞

鹿野小学校 齐藤 有結香



徳山周南法人会青年部会長賞

公集小学校 入川 琴音



徳山税務署長賞

花岡小学校 西村 咲那



周南租税教育推進協議会会長賞
櫛浜小学校 久保 遥乃



中国税理士会
徳山支部長賞
中村小学校 芝野 ひなた



周南地区納税貯蓄組合連合会会長賞
今宿小学校 松崎 成十



徳山周南法人会
会長賞
菊川小学校 野間 苍生



徳山周南法人会
女性部会長賞
徳山小学校 細岡 哉里

入選作品



柳浜小学校 上西 璃空



徳山小学校 久地岡 翠



徳山小学校 神田 菜緒



今宿小学校 小林 莉愛



秋月小学校 平松 幸



富田東小学校 嶋田 悠斗



福川小学校 宮崎 佑奈



和田小学校 熊野 佑斗



和田小学校 佐藤 旭



和田小学校 渡辺 明白架



墨井小学校 石谷 晴



下松小学校 加藤 希実



遠石小学校 稲田 仁愛



公集小学校 岩倉 結沙



公集小学校 河村 康太朗



公集小学校 白兼 美梨



東陽小学校 高松 美羽



東陽小学校 舟附 淳和



久米小学校 高月 莜菜



久米小学校 藤井 梢



久米小学校 古山 大貴



久米小学校 森重 陽美



遠石小学校 松永 奈々



遠石小学校 河合 紗花



遠石小学校 田中 壱征



遠石小学校 煙草谷 心瑚



遠石小学校 手島 ひなた



東陽小学校 白木 沙新



久米小学校 帽部 雅真



久米小学校 本塙 綾音

2026 CALENDAR

1 JANUARY

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 FEBRUARY

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 MARCH

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

4 APRIL

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

5 MAY

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

6 JUNE

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27

7 JULY

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
26	27	28	29	30	31	

8 AUGUST

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30	

9 SEPTEMBER

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19
27	28	29	30			

10 OCTOBER

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

新春対談

(公社)徳山周南法人会
会長 平岡 英雄

徳山税務署
署長 池田美代子



司会 新年あけましておめでとうございます。

全員 おめでとうございます。

司会 広報委員会では、本年も会報誌「しゅうなん」に、徳山税務署の池田署長と徳山周南法人会の平岡会長との新春対談を企画いたしました。広報委員長の河村が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

全員 よろしくお願ひします。

司会 さて、早速ですが、池田署長の自己紹介をお願いできませんか。

署長 はい、私は宇部市の出身です。瀬戸内海の穏やかな自然に囲まれた環境で育ちました。現在、夫と子供一人は宇部市で暮らしております。私は広島から通勤しながらの単身赴任という形になりますが、週末に家族と過ごす時間が大切なひとときとなっています。

これまでさまざまな地域で税務行政に携わってきましたが、どこでも感じるのは「人とのつながりの温かさ」です。周南市、下松市でも皆様に気軽に声をかけていただけるよう、親しみやすい税務署でありたいと思っております。法人会の皆様には、日頃より温かいご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

司会 山口県でのご勤務経験はありますか。

署長 山口県での勤務は今回で12回目、通算の勤務年数では23年目となります。これまで主に所得税担当として、調査や記帳指導、確定申告事

務などに従事してまいりました。平成29年には徳山税務署の副署長として赴任しまして、その際には会員の皆様に大変お世話になりました。

昨年、再び徳山税務署長として勤務させていただることとなり、皆様とのご縁を改めて大変嬉しく感じております。

司会 徳山税務署管内の印象はいかがでしょうか。

署長 徳山税務署管内は、周南市は石油コンビナート群による化学系製品の製造が、下松市は鉄道車両をはじめ、ものづくりが盛んだというほか、笠戸ヒラメやフグなどの魚介類や牛骨ラーメンが有名な印象も持っています。また、海と山が近くにあり、自然豊かな土地でもありますので、私の故郷の宇部市との共通点もあり、親近感を感じています。

司会 平岡会長、昨年一年で特に印象に残ったことはありますか。

会長 まず、政局面では、石破政権が米国トランプ政権との相互関税問題に直面したこと、裏金問題から自民党の信頼低下に繋がり一昨年の衆院選に続き、夏の参院選敗退で少数与党となったこと、秋には高市早苗氏が日本初の女性首相に就任し、20年以上続いた公明党が離れて、日本維新の会との新連立政権が発足したことは、新たな局面を迎えた出来事と言えるでしょう。経済面では、大阪・関西万博が半年間開催され、地域経済・観光業に波及効果を与えたが、「二季」という言葉が象徴する気候変動も影響



しました。また、物価高が続く中コメ価格の高騰が備蓄米の放出にまで及んだことは生活に直結した問題でした。スポーツ面では、特にMLBでの日本人の活躍が大きな関心を集めました。このように2025年は政治の不安定さ、経済の揺らぎ、社会の再生への挑戦が同時進行した、まさに「試練と希望が交錯する一年」だったと思います。

司会 池田署長はいかがでしょうか。

署長 自然災害や気候の不安定さが、改めて社会の安全保障・防災対策の重要性を浮き彫りにしました。特に地震リスクへの警戒、地域の防災体制の再確認が求められた一年であったように思います。一方で、世界陸上競技選手権大会やデフリンピックなど、日本で開催された大規模な国際スポーツ大会は多くの人々に希望と活力を与えてくれた一年でもありました。

司会 本当にそうですね。お仕事の上では、いかがですか。

署長 税務上の重要な改正として、所得税の基礎控除の見直しが行われました。近年の物価上昇や賃金動向を踏まえ、納税者の負担軽減を図る観点から実施されたものであり、この改正は、個人の税負担にとどまらず、源泉徴収事務に影響を及ぼします。法人会会員企業の皆様をはじめ、事業者の皆様にとっても大変関心高い内容だと思います。

司会 法人会でも税制改正の内容をリーフレットにして配布しますが、どのように周知したらいいでしょうか。

署長 そうですね。多くの事業者の方々に改正内容を周知するため、徳山税務関係団体懇話会と共に、昨年の11月から12月にかけて、キャッシュレス納付と併せて基礎控除の見直しの説明会を開催しましたところ、多くの事業者の皆様に出席いただきました。法人会の皆様には、説明会開催の周知などにご協力いただき、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ございます。

司会 それでは、税務署から法人会に対するご要望があればお願ひします。

署長 法人会の皆様には、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などの税の啓発活動や「献血運動」などの社会貢献活動にも力を注いでおられるなど、地域社会の税に対する理解向上に取り組まれていることに、我々といたしましても心強く感じておりますとともに大変感謝しております。

また、こういった活動にご尽力いただいている法人会におかれましては、これまででも会員増強に努めていらっしゃるかとは思いますが、今後も引き続き、よろしくお願ひします。

会長 当会では、毎年会員増強に努めていますが、その中で、昨年も3回目となる会員交流大会と親睦ゴルフ大会を開催できました。これからも多くの会員に参加いただける魅力ある会にしていきたいと考えています。

署長 租税教育活動では、今までの取組を継続しながらも、更に発展させるために、法人会のお力が必要不可欠となりますので、引き続き他の税務関係民間団体とも協働しながら中心的な役割を担っていただくようお願ひします。

また、まもなく令和7年分の所得税確定申告が始まります。本年の確定申告は、「スマホとマイナンバーカードで確定申告は自宅で完結」をスローガンに掲げ、多くの納税者の皆様に周知、広報を進めてまいります。

法人会におかれましては、役員・会員の皆様はもとより、従業員の方々やそのご家族、更には地域の方々に対して、マイナンバーを利用したスマホ申告の活用についてお声がけいただきますようお願ひいたします。

会長 わかりました。ぜひe-Tax活用の周知に努めたいと思います。

司会 法人会から税務署に対する要望等があればお願ひします。

会長 法人会の「税制改正に関する提言」では、以前から事業承継税制は特例として納税を猶予するだけではなく、事業用資産と一般資産を切り離した新たな免除制度を創設することが必要であるとして抜本的な改革を求めてまいりました。現在、中小企業では、高齢化や人手不足が大きな問題であり、存続していくためには一刻も早く事業承継税制を充実させなければなりません。さらに、当法人会では、「公平・中立・簡素」の税の基本原則に立ち還ってシンプルな税制を目指すべきと考えています。昨年の税制改正提

言では、誰もが理解でき容易に取り組めるはずである①事業承継税制の拡充②二重課税の是正③消費税の簡素化④租税教育推進協議会の活性化の4つを強く求める提言を行いました。特に、租税教育は、未来の社会を担う児童・生徒・学生に対し、正しい知識に基づいた租税観念を育成することですので、社会ぐるみで教育の機会を充実させていくことが重要だと考えます。

税務署では税務行政の合理化を進められていますが、単なる事務効率化だけではなく、納税者とのコミュニケーションをより円滑にするものと期待しています。税務署の皆様は納税者と国との間の窓口となって、これからも事業者の声を国に届けていただきたいと思います。

署長 わかりました。しっかりと受け止めて、伝えてまいりたいと思います。

司会 それでは、最後にご両名の今年の抱負について教えてください。

署長 税務行政のDX推進への取組を進めて行きたいと思います。納税者の皆様が抱えるご負担ができる限り軽減し、あらゆる手続きが税務署に来庁せずとも完結できる環境を実現する「行かなくても済む税務署」を目指します。特にキャッシュレス納付やe-Taxなどは、事業者の皆様の事務の効率化や時間の有効活用にもつながり、社会全体でDX推進の恩恵が受けられるようになると考えています。

そのために法人会の皆様をはじめ、地域の皆様に積極的に周知、広報を進めてまいりますので、引き続きご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、本年は「午年」です。干支の「午」は、古来より「勢いよく前に進む力」や「物事を大きく成長させる陽の気」を象徴すると言われております。徳山周南法人会と平岡会長をはじめとする会員の皆様方にとりまして、本年がその象徴するところのよう、勢



いと発展に満ちた一年となりますよう心から祈念いたします。

会長 ありがとうございます。

昨年から「公益法人制度」が変わりましたが、この改革は、透明性と社会的信頼を高める好機です。法人会としては、地域の教育支援や環境保全活動など、公益性の高い事業を展開し、社会に貢献していきたいと思います。

さらに法人会は、会員が安心して税制に対応できるように学びと交流の場を提供していきます。そして、変化の時代にあっても地域と企業をつなぐ架け橋であり続けます。

そのためには、法人会の会員数を拡大させることはもとより、税務署や行政、教育機関、税務関係団体等との相互協力も重要になります。本年も皆が一致協力して地域社会に新しい価値を生み出す一年をしたいと思います。どうぞ、お力添えをよろしくお願ひします。

司会 本日の対談を通じて、法人会と税務署がともに地域社会の発展に貢献していく姿勢が示されました。2026年が皆様にとって希望に満ちた一年になりますよう祈念いたします。年始のお忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。



写真で見る

社会貢献事業

愛の献血

開催日：令和7年4月24日(木)／令和7年10月21日(火)



青年部会員の協力により累計122名もの貴重な献血をいただくことができました。

公開映画上映会

開催日：令和7年11月28日(金) 場所：シネマ・ヌーヴェル 主管：広報委員会



©2021 映画「老後の資金がありません！」制作委員会

96名の方にご来場いただきました。

たくさんのタオルをありがとうございました。

福祉施設にタオル寄贈

開催日：令和7年12月9日(火) 主管：広報委員会
寄贈先：社会福祉法人一仁会 特別養護老人ホーム天王園



河村広報委員長より佐藤聰子理事長へ
上映会来場者の皆様から集まった
タオル167枚を寄贈しました。



公開講演会

公開講演会

【井上和彦氏 講演会】

「定時総会特別公開講演会」を開催しました。
会員77名、一般43名の計120名が聴講されました。

〔山本昇治氏 講演会〕

「中小企業経営大学講座」公開講演会では、地元放送局の気象予報士を講師にお招きしました。



写真で見る

租稅教育活動

第14回税金クイズ大会

令和7年11月8日(土)、下松駅南口ロータリー一帯にて税金クイズ大会を開催しました。税に関するクイズに楽しく回答いただくことで、税に関心を持っていただきました。また、昨年に引き続き、フードドライブを開催し、多くの善意をいただきました。女性部会をはじめ、徳山税務署の皆様にもご協力をいただき盛況に終えることが出来ました。



女性部会のみなさんお疲れさまでした！

集まつた食品をフードバンクへ寄贈しました。

写真で見る

租税教育活動

第14回税に関する絵はがきコンクール

【優秀作品選考会】

開催日：令和7年10月2日(木) 場所：周南市シビック交流センター
選考委員：洋画家、徳山税務署長他税務関係団体役員計8名、女性部会7名



【税に関する作品の合同表彰式】

開催日：令和7年11月29日(土) 場所：ゆめタウン下松 1階「海の広場」
周南租税教育推進協議会の主催により、小学生の絵はがきコンクール、
中高生の作文・書写・標語での優秀作品の合同表彰式を開催しました。



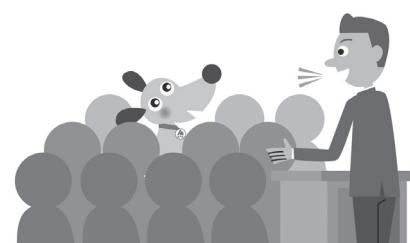
租税教育活動

租 稅 教 室

周南市、下松市の8つの小学校の児童373人・3つの中学校の生徒284名を対象に、青年部会・女性部会による租税教室を開催しました。

令和7年5月8日(木) 周南市立秋月小学校
 令和7年5月23日(金) 周南市立福川小学校
 令和7年6月3日(火) 下松市立中村小学校
 令和7年6月11日(水) 周南市立福川南小学校
 令和7年9月30日(火) 晃英館中学校
 令和7年12月5日(金) 周南市立桜田中学校

令和7年5月13日(火) 周南市立鹿野小学校
 令和7年5月27日(火) 周南市立菊川小学校
 令和7年6月5日(木) 下松市立花岡小学校
 令和7年6月12日(木) 周南市立戸田小学校
 令和7年11月19日(水) 周南市立岐陽中学校



写真で見る

会員支援事業

親睦ゴルフ大会

会員の親睦を図って、ゴルフコンペを開催しました。

参加者の熱気で雨も上がり、29名の皆様が和やかにプレーされました。

開催日：令和7年11月9日(日) 場 所：泉水原ゴルフクラブ 主 催：青年部会



第3回会員交流大会

昨年に続き会員交流イベントを開催しました。多くの皆様が参加され、親睦を深められました。

開催日：令和7年10月23日(木) 場 所：遠石会館

主 管：総務委員会

会員110名、税務署3名、ゲスト5名、事務局2名 合計120名出席



ヒラメはどっち？



ジャズバンド演奏♪

税を考える週間行事(11/11~11/17)

税の講演会

開催日：令和7年11月17日(月)

場所：遠石会館

演題：「税務トピックス」

講師：徳山税務署 署長 池田美代子 氏

令和7年度第3回理事会の終了後、「税を考える週間」の行事として、徳山税務署長による「税の講演会」を開催しました。会場には、徳山周南法人会の役員や会員、税務関係団体役員の皆様45名のご参加をいただきました。



令和7年度納税表彰

納税表彰式が令和7年11月6日(木)徳山税務署にて開催されました。

多年にわたり法人会の役員として租税教育や税務広報の推進に携わり、申告納税制度の普及発展および税知識の普及に努め、納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた方々が表彰されました。

【徳山税務署長表彰】



理事 厚生委員長
共同産業株 代表取締役 土屋 孝明 氏



監事
(有)乗川地研 代表取締役 乗川慎二 氏

【徳山税務署長感謝状】



理事
宗徳応寺 住職 赤松 泰城 氏



このほか、前理事 (株)トクヤマ 谷川 聰氏・理事 (株)日光組 代表取締役 岡崎昌子氏も徳山税務署長感謝状の表彰を受けられました。

「令和8年度税制改正に関する提言」

毎年法人会では、全国440単位会が、それぞれ地元選出の国会議員や地方公共団体に対し提言活動を行っています。

税のオピニオンリーダーを目指す法人会は、わが国の社会経済の活力の維持・発展を図るために、大局的な見地から税制、財政の抜本的な改革の必要性を絶えず訴え続けています。財政健全化、社会保障制度、行政改革への対応としての「税・財政改革のあり方」や「中小企業の活性化に資する税制措置」等の経済活性化策について「令和8年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めています。皆さま方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

【令和8年度 税制改正スローガン】

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動搖を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

令和8年度税制改正に関する提言について

徳山周南法人会から、特にお願いしたいポイントです。

～シンプルな税制を目指そう！～

- ① 事業承継税制の拡充
 - ・中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場のない株式の評価の見直し、及び事業承継特例税制における納税の免除。
- ② 二重課税の是正
 - ・物品税
ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格に更に消費税が課せられる二重課税の是正。
 - ・相続税
過去に所得税を課税された後に蓄えた不動産や株式、預貯金等を相続する際に、更に相続税を課せられる二重課税の是正。
 - ・配当
配当は法人課税済み利益から支払われており、受領する個人の所得税に対する二重課税の是正。
- ③ 消費税の簡素化
 - ・消費税の軽減税率制度はインボイス制度の実施により更に事業者に大きな事務負担を強いている。単一税率に統一すべきである。
- ④ 租税教育推進協議会の活性化
 - ・租税教育推進協議会の目的は、児童・生徒・学生に対し、正しい知識に基づいた租税観念を育成することであり、協議会会員相互の連携を活性化することで、教育機会の充実を図るべきである。

以上

◆徳山周南法人会では、地方自治体・地元選出国会議員に対して提言活動を行いました。

令和7年10月18日 岸 信千世 衆議院議員
11月25日 周南市長、周南市議会議長、副議長
25日 下松市長、下松市議会議長

訪問者：会長 平岡英雄
副会長 山崎龍喜、藤井秀尚、管田英男
税制委員長 竹村恭典

○地方自治体に対する提言活動



周南市役所庁議室にて
藤井市長、福田議長、井本副議長に提言



下松市役所市長室にて
国井市長、永田議長に提言

○国会議員に対する提言活動



岸 信千世 衆議院議員に提言

9	8	1	4	5	7	3	6	2
3	6	2	1	9	8	5	7	4
5	7	4	3	6	2	1	9	8
4	5	6	8	2	1	9	3	7
8	1	7	9	3	6	2	4	5
2	3	9	5	7	4	8	1	6
6	4	3	2	8	9	7	5	1
7	9	8	6	1	5	4	2	3
1	2	5	7	4	3	6	8	9

【「ひたり・数独」の答え】 7 (2+5)

令和8年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることになったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な販上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30

万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対応することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担・納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点などを総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫

を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していくかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

(1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

(3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

(2) 各種控除制度の見直し

(3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

(2) 事業所税の廃止

(3) 超過課税

(4) 法定外目的税

5. その他

(1) 印紙税の廃止

(2) 配当に対する二重課税の見直し

(3) 電子申告の促進

(4) 森林環境税の検証

行動する法人会

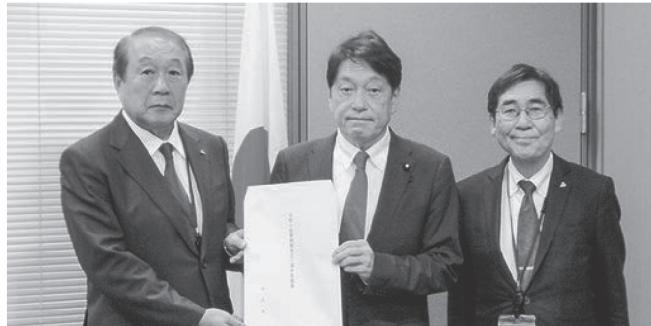


全法連では、令和8年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

11月4日

税制調査会長 小野寺 五典 氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、田中専務理事

自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 塩崎 彰久 氏 他



日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 梅村 聰 氏 他



立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

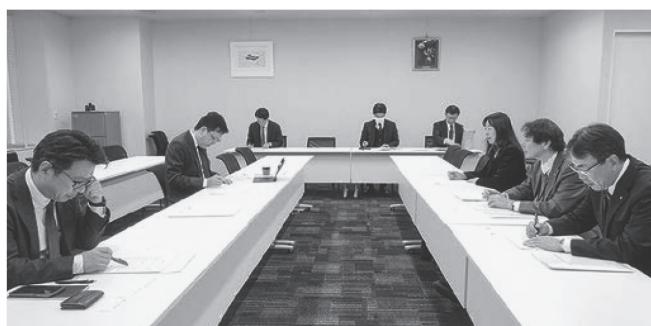
税制調査会長 重徳 和彦 氏 他



公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 杉 久武 氏 他



国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 古川 元久 氏 他



財務省

12月4日

財務大臣 片山 さつき 氏



左から片山財務大臣、池田筆頭副会長

厚生労働省

11月13日

厚生労働副大臣 長坂 康正 氏



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

総務省

10月14日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏



左から田中専務理事、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

財務省

11月17日

財務副大臣 舞立 昇治 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、舞立財務副大臣、飯野税制委員長

国税庁

12月10日 表敬訪問

長官 江島 一彦 氏
次長 田原 芳幸 氏
課税部長 高橋 俊一 氏



左奥から高橋課税部長、江島国税庁長官、田原次長
右奥から飯野税制委員長、斎藤会長、田中専務理事

中小企業庁

10月22日

長官 山下 隆一 氏
事業環境部長 坂本 里和 氏



左から坂本事業環境部長、田中専務理事、丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

iDeCoのメリットと令和7年度税制改正について

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 手嶋 浩明

 **リサ** 知人からiDeCo（イデコ）を勧められたのですが、そもそもiDeCoとはどのような制度ですか？

 **サキ先生** iDeCoは、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に任意で加入できる私的年金の一つで、自分で決めた掛け金額を積み立てて運用し、原則60歳以降に老齢給付金を年金として定期的に、または一時金として一括で受け取ることができます。なお、これらを併用することもできます。

 **リサ** どのような税制上のメリットがあるのでしょうか？

 **サキ先生** iDeCoには、3つの税制上のメリットがあり、①掛け金の支払（拠出）時、②運用中、③給付を受けるときにそれぞれ税制優遇を受けることができます。

①iDeCoの掛け金は、全額が所得控除（小規模企業共済等掛け金控除）の対象となりますので、所得税等の税金が軽減されます。②一般的な金融商品は運用益が課税対象（源泉分離課税・税率年20.315%）となりますですが、iDeCoなら運用益も非課税で再投資も可能です。③iDeCoを年金として受け取る場合は「公的年金等控除」の対象に、一時金の場合は「退職所得控除」の対象になりますので、ここでも税金が軽減されます。

 **リサ** 令和7年度税制改正でiDeCoが改正されたようですが、内容を教えてください。

 **サキ先生** 3点あります。まず、iDeCoの掛け金の拠出限度額が次表のとおり、引き上げられます。

加入区分	上限額・改正前	上限額・改正後
第1号被保険者 (自営業者等)	月額6.8万円 (国民年金基金とiDeCoの合算)	月額7.5万円 (国民年金基金とiDeCoの合算)
第2号被保険者 企業年金あり（会社員・ 公務員）	月額5.5万円-企業年金 (上限2万円)	月額6.2万円 (企業年金とiDeCoの合算) (※)
第2号被保険者 企業年金なし（会社員）	月額2.3万円	月額6.2万円
第3号被保険者 (専業主婦（夫）)	月額2.3万円	

(※) iDeCoの上限2万円は撤廃

次に、加入可能年齢が、現行65歳未満から、70歳未満に引き上げられます。ただし、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付年金を受給していない場合に限ります。

最後に、退職所得課税の見直しが行われます。退職所得控除の計算における勤続期間等の重複排除の特例いわゆる「5年ルール」が「10年ルール」に変更になります。これまでiDeCoを一時金として受け取った後、5年以上経過した後に勤務先から退職金を受け取れば、それに対して加入期間や勤続年数分の退職所得控除を適用することができましたが、今回の改正で、この期間が10年に変更されます。

 **リサ** 改正された制度はいつから適用になるのですか？

 **サキ先生** これらの改正の適用時期について、掛け金の拠出限度額の引き上げおよび加入可能年齢の引き上げは、令和9年1月からの予定（令和7年7月時点厚生労働省HP）です。退職所得課税の見直しについては、令和8年分以後の所得税から適用になります。

 **リサ** 老後に向けた資産形成のために検討した方が良いですね。

【筆者紹介】手嶋浩明（てしま・ひろあき）1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において、法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

入会者のご紹介

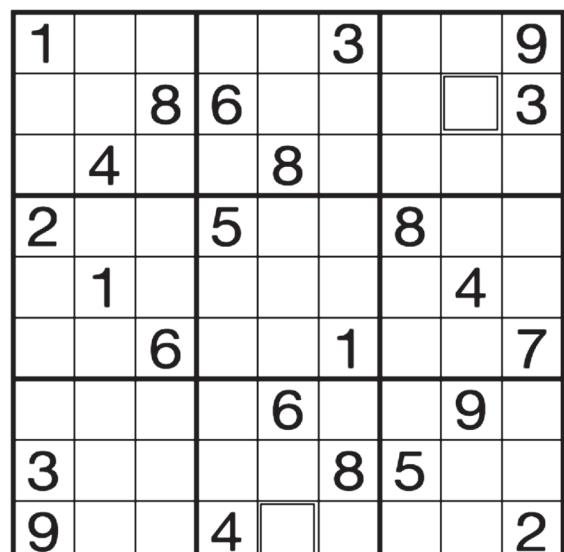


No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
1	(有)明和産業	田中 剛	07.02.13	都濃	中村 悟
2	(株)拓	三吉 巧人	07.02.14	下松	大同生命
3	サンヨーハウス(株)	橋本 定将	07.03.06	徳山東	西京銀行
4	(株)凌和	小松 史弥	07.03.13	下松	大同生命
5	(株)杏林	野間 直子	07.05.01	徳山東	大同生命
6	(株)メガパワージャパン	石我 征経	07.05.08	新南陽	石我 征経
7	(有)エム・ティトレーディング	石我 征経	07.05.08	徳山東	石我 征経
8	(株)わが家	金子 直樹	07.05.21	熊毛	原田 亮平
9	(株)西田設備	西田 爵秀	07.05.28	熊毛	原田 亮平
10	凌和ダイヤ(株)	原田 亮平	07.05.29	徳山東	大同生命
11	(同)たまお	中野 由美	07.05.29	新南陽	大同生命
12	(宗)周慶寺	蓮間 康道	07.06.06	下松	見山 洋昭
13	(株)みやび商事	田中 雅義	07.06.24	徳山西	大同生命
14	(株)サンセツ	石田 正春	07.07.08	熊毛	大同生命
15	(株)AQUA REMEDY	熊野 はるみ	07.07.11	徳山東	赤松 泰城
16	(株)ジョーシスワン	富永 佳宏	07.07.30	徳山西	AIG損害保険
17	(株)ジュエル森脇	森脇 正行	07.09.01	下松	大同生命
18	(有)東信工業	山田 誠	07.10.03	新南陽	大同生命
19	(株)田原工業所	田原 智之	07.10.15	新南陽	大嶋 幸二郎
20	(株)ムカ工	向江 伸夫	07.10.30	徳山西	大同生命
21	(株)原田屋	原田 洋平	07.11.26	徳山東	土屋 孝明

※ルール①：まだ数字の入っていないマスに、
1から9までの数字のどれかを
ひとつずつ入れましょう。

ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた 3×3 のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？



確定申告を提出される方の

4人に3人が e-Tax(電子申告)を利用

書面申告

申告書等の控えに

收受日付印の押なつを行いません

すでに
約 75% の方が
e-Taxで
申告しています!!



申告日・申告内容の確認には
申請手続が必要です(一部有料)

e-Tax申告

メッセージボックス から

送信日時や申告内容を
確認できます(無料)

「メッセージボックス」に
関する質問はこちら



自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも 内容確認



早期還付
(3週間程度で還付)



添付書類
提出不要



※メンテナンス時間を除きます

税広島国税局

※書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

国税庁LINE公式アカウント友達募集中！

◆ 国税庁LINE公式アカウントから、様々なオンライン手続をご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページ等の各種画面に遷移し、スムーズに手続ができます。

◆ 確定申告書の作成はこちらから！



国税庁LINE公式アカウントの
友だち追加はこちらから



国税の納付もキャッシュレスが選べます

振替納税

／オススメ／



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※ 個人の申告所得税・消費税（期限内申告）に限ります。

スマホから簡単にできるオンラインによる提出がオススメです！

スマホアプリ納付



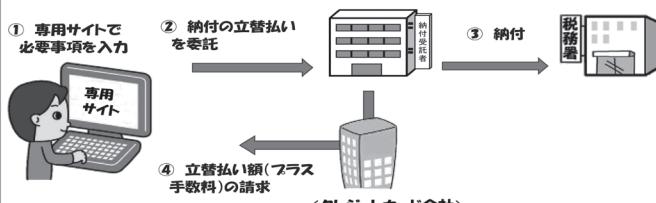
e-Tax送信後、専用サイトからPay払いを選択し、情報を入力することで納付できます。

※ アカウント残高を利用した方法のみ利用可能なため事前にチャージが必要です。

※ 納付金額が30万円以下の場合に限り利用可能です。



クレジットカード納付



専用サイトからクレジットカード情報を入力することで納付できます。

※ 納付金額に応じた決済手数料がかかります。

その他キャッシュレス納付

ダイレクト納付

事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時又は期日を指定して納付できます。

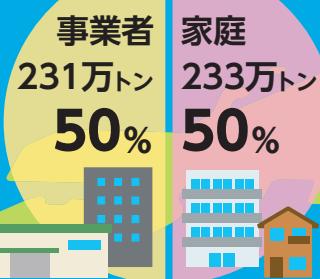


インターネットバンキング等

インターネットバンキングやATM等により電子納付できます。



日本の「食品ロス」は
年間464万トン^(※)



みんなで食品ロスの削減に 取り組んでみよう!

「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間464万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(102g)の食べ物を捨てている計算になります。



(※) 令和5年度推計 (農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」

過ぎたら食べない方がよい期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限



意味

おいしく食べ
ことができる期限
(best-before date)

定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。

過ぎたら食べ
ない方が
よい期限
(use-by date)

定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。

(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

宴会などの際にできる食品ロス削減取組!

3010運動とは

3010運動は宴会などの食べ残しを減らすためのキャンペーン

乾杯後 **30** 分間 お開き **10** 分前

1 席を立たずに 料理を楽しむ 2 自席に戻り、もう一度料理を楽しむ

ことを呼びかけ、食品ロスを削減するものです。



一期一会(15・10)のすすめ(法人会版3010運動)

法人会では多くの人との交流を目的としていることから、

乾杯後 **15** 分間 終了前 **10** 分間

1 席から離れず 料理を楽しむ 2 自席でもう一度 料理を楽しむ

と呼びかけることで交流を楽しみながら、食品ロス削減にも取組むこととしております。



全法連作成啓発用「三角柱POP」



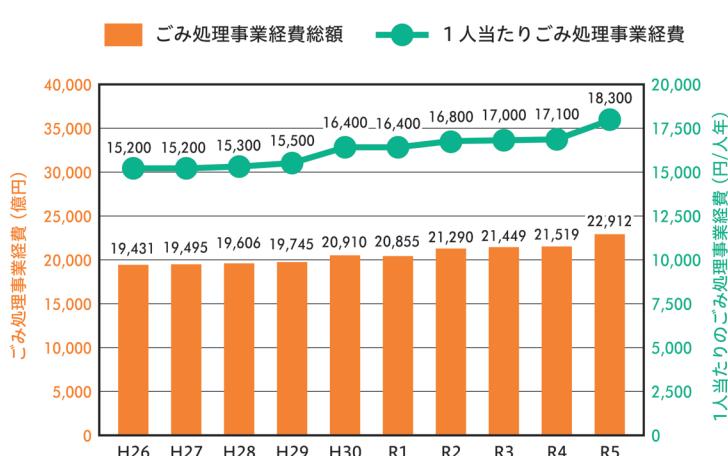
「食品ロス」を
減らすことは……
地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。生ごみは重量の約80%が水分なので、焼却時に多くの燃料を使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.3兆円(※)が使われています。

(※令和5年度)

■ごみ処理事業経費



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果(令和5年度)について」を基に作成)

お問い合わせ先

徳山周南法人会

電話番号等 (0834) 31-6150

URL等 <https://tshoujin.sakura.ne.jp/>

～法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます～

全法連「食品ロス」
サイトはこちら



税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



会長 斎藤 保

株式会社IHI特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖城を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎もある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存続感を發揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減債償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 債却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の半数を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができるなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の措置や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への相続教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国庫の確保に貢献するための健康経営プロジェクトを展開し、①「健康経営」を柱とした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

